

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度についてのお知らせ

区では、学校の管理下で起きた災害(事故)に備えて、保護者が治療費や見舞金等の給付を受けられるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。各児童生徒の共済掛金は、全額を区が負担しています。(保護者の負担はありません)

学校の管理下での事故・疾病による医療費は、健康保険適用の自己負担分(医療費の3割)を一旦ご負担いただき、学校を通して災害共済給付金を請求してください。2～3か月後、学校を通して療養に要した自己負担分に加えて療養に伴って要した費用(約1割相当額)が支給されます。ひとり親家庭医療費助成制度を受けている方もこの制度に沿って手続きをしてください。

なお、学校の管理下での事故の時には、「子ども医療証」を使用しないでください。

◆ 「学校の管理下」とは、次のような場合をいいます。

- (1) 体育や理科など、教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 運動会、遠足などの学校行事のとき。
- (3) 部活動、林間学校など、課外指導を受けているとき。
- (4) 休憩時間中、始業前、その他校長の承認に基づいて学校にいるとき。
- (5) 通常経路で通学するとき。

※学校管理下の「疾病」とは、学校給食に起因する中毒や熱中症などをいいます。

※ランドセルひろばでの事故は、学校の管理下ではないため、給付金対象外です。

◆ 給付金には、次の種類があります。

(1) 医療費

- ①療養に要した総医療費の3割(療養に必要な薬剤などの購入費を含みます。)
- ②療養に伴って要した費用(総医療費の1割相当額)
- ③入院に係る食事療養標準負担額

医療費の給付の対象は、1つの負傷、疾病につき、治療開始から治癒までの総医療費が5,000円以上(医療機関などで、保険にかかる自己負担総額が1,500円以上)です。

なお、総医療費が5,000円未満の場合は、災害共済給付の対象となりませんので、領収書を添えて、「子ども医療費助成」を子育て支援課手当・医療係(電話03-5722-9864【直通】)へ申請してください。

(2) 障害見舞金

負傷、疾病により、身体に一定程度の障害が残った場合に給付されます。

(3) 死亡見舞金

負傷、疾病により死亡した場合に給付されます。

◆ 給付金を受けるには・・・

給付金を請求するには、学校から専用の用紙を受け取り、医療機関で証明を受けてください。証明は月単位で必要となります。薬を処方されたときには薬局からの証明も必要です。

給付事由が生じた日から2年間請求しなかったものは、時効になりますのでご注意ください。給付金の種類によって起算日が違います。また、医療費の支給期間は、同一災害(事故)の傷病について初診日から最長10年です。

高額療養費等について

健康保険法により算定した1ヶ月の総医療費が70,000円(医療点数で7,000点)以上の場合、給付金の計算方法が異なります。別途「高額療養状況の届」の提出が必要です。支給限度額は、一年間の高額療養費支給回数等によって異なります。

◆ 詳しいことは各学校の養護教諭もしくは、目黒区教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係(電話03-5722-9306【直通】)へお問い合わせください。